

令和 5 年 3 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 3 月 23 日 (木)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年3月23日(木)
午前9時00分開会 午前10時03分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第90号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第92号 農用地利用集積計画について
 - 議案第93号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について
 - 議案第94号 競売買受適格証明について(農地法第3条関係)
 - 議案第95号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第96号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第97号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)定期検証について
 - 議案第98号 非農地証明(遊休農地)について
 - 議案第99号 豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の改正について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 下限面積要件の廃止に伴う別段面積の設定について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 3 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

出席委員は、委員総数 24 名全員ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 1 番池田和浩委員、同 23 番村松桂子委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件につい

て、8日の書類説明会、農業委員による現地調査、17日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、所有権移転の案件1件について、所有農地の草刈りが間に合わないため3月20日に取下願の提出がありました。競売買受適格証明関係は、番号1番の所有農地で雑草が繁茂していた件について、3月16日に是正を確認しました。そのほかについては変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号6番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。以上です。

よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。転用関係につき、8日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

書類説明会では、5条番号14番で掲載していた太陽光の案件について、説明会時も転用者より取り下げる意向である旨報告させていただいておりましたが、3月14日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。資料13ページ番号6番の資材置場の案件について、農業委員の現地調査の際、浴槽など家庭ごみが放置されていたため、事業者へ撤去するよう指導を行いました。書類説明会後に現地調査を行い、すべての家庭ごみが撤去されたことを確認しました。

続きまして4ページ番号14番の太陽光の案件について、書類説明会にて雨水排水は敷地内素掘り側溝を経て、道路側溝へ放流すると説明をしておりましたが、書類説明会後に事業者から排水計画の変更について連絡がありました。申請地は道路側溝より低い土地であり、雨水排水を道路側溝へ放流するためには申請地に盛土をする必要がわかりましたが、道路側溝より高い位置まで盛土をすることは難しいとのことでした。そのため雨水排水は自然浸透とし、申請地全体を平坦に整地し、周囲四方向に深さ20cmの素掘り側溝を設置し、さらに西側農地との境界に20cmの土えん提を設置する計画に変更するとのことでした。変更後の排水計画においても、周辺農地の営農条件への支障はないものと考えております。

それ以外の案件については、変更等はありません。

- 以上です、よろしくお願ひします。
- 議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に
目を通してください。
- (精読時間5分)
- 議 長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。
資料1議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」を議題といたします。
番号1番から6番の6件を審議します。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第89号、1ペー
ジをご覧ください。
番号1番から6番までにつきまして、書類説明会でご説明し
たとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可でき
ない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問
題がありませんでした。全案件とも周辺地域における農地の効
率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについて
は、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はない
とのことでした。
詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願ひします。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許
可することに決して、異議ございませぬか。
- 委員全員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議案第90号「農地法第4条の規定による許可申
請について」を議題といたします。
番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 90 号、2 ページをお願いします。

番号 1 番、2 番の 2 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。補足説明は次のとおりです。信用性については、番号 1 番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地等に係る営農条件の支障については、2 件ともに隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件です。一時転用については、番号 2 番が営農型太陽光の案件で、10 年間の一時転用計画であり、農地復元誓約書の添付があります。詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。

議長 ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

委員 質疑、意見のある方は発言願います。

議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

委員全員 これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

議長 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 91 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 18 番までの 18 件を一括上程いたします。

なお、番号 8 番は酒井委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

関係案件のみ一時退席をお願いします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 91 号、3 ページをお願いします。

番号 1 番から 18 番までの 18 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準、一般基準とも許可基準を満た

し、問題ないことが見込まれます。補足説明は次のとおりです。信用性については、番号5番、7番、11番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番から6番、10番、11番、13番から17番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番、8番、9番、12番、18番です。7番は隣地の承諾がとれなかった旨の顛末書の添付があります。隣地農地所有者の住所地を訪ねたが、すでに売買物件となっており連絡がつかなかったとのことでした。隣地農地は不耕作地であり、接する部分はコンクリートブロックで区切られて、雨水が流れ込まないようにしており、営農条件への支障はないことが見込まれています。一時転用については、番号1番が駐車場の案件で、1年間の一時転用計画であり、農地復元誓約書の添付があります。詳細につきましては、議案をご覧ください。以上です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号8番とそれ以外との案件とに分けて審議していきたいと思えます。

まず、番号8番の1件を審査いたします。

酒井委員は退席してください。

〈酒井委員 退席〉

それでは、質疑に入ります。

質疑、意見のある方は発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

酒井委員は復席してください。

〈酒井委員 復席〉

続きまして、番号8番を除く、17件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長

続きまして、別添資料 1-2 議案第 92 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番の 1 件、利用権設定の番号 1 番から 136 番の 136 件の合計 137 件を一括上程いたします。

なお、番号 59 番は、松井委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当します。

関係案件のみ一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長。議案第 92 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、2 月 27 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページの所有権移転につきましては、1 件 1 筆 2,979 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。次に 2 ページから 21 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 136 件 371 筆 368,548.73 m²です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりで

す。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により利用権設定の番号 59 番と所有権移転を併せたそれ以外の案件とに分けて審議していきたいと思います。

まず、利用権設定の番号 59 番の 1 件を審議いたします。

松井委員は退席してください。

〈松井委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

松井委員は復席してください。

〈松井委員 復席〉

続きまして、利用権設定の番号 59 番を除く、136 件を一括審議いたします。

それでは、質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第 93 号「農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画変更について」を議題といたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課

はい、議長、議案第 93 号について説明させていただきます。

豊橋市農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変

更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画4件、面積1,755㎡です。今回の案件につきましては、3月8日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。除外案件の目的としましては、1番、2番が駐車場、3番が分家住宅の計3件となります。内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

また、4番は、電柱等の農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項及び施行規則第4条の5第1項第21号及び第23号に基づく電気工作物等であり、927筆を一括上程させていただきます。以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2、農業振興地域整備計画の策定または変更、第1項及び第4条の5、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設、第1項第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案についての農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

続きまして、議案第94号「競売買受適格証明について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第94号、7ページをご覧ください。

番号1番につきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該

当りませんでした。願出地及び所有農地も全て問題がありませんでした。全案件とも 周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し最高価買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が今回の買受適格証明と同一の内容であると会長が認めたときは、改めて総会に諮ることなく、許可することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議長 続きまして、議案第95号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第95号8ページをご覧ください。

議案第95号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この2件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
 異議なしと認めます。
 よって本案はさよう決しました。
 続きまして議案 96 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
 番号 1 番、2 番の 2 件を一括上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 96 号 9 ページをご覧ください。
 議案第 96 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。この 2 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
 異議なしと認めます。
 よって本案は、さよう決しました。
 続きまして議案 97 号「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27 号計画）定期検証について」を議題といたします。
 番号 1 番から 19 番までの 19 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。議案第 97 号について説明させていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる 27 号計画に位置付けて農用地区域から除外した施設等についてですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ハ、定期的な検証を行う必要があるため、計画通りに効果が発揮されているかどうか、今年 2 月 10 日に検証を行いました。今回の検証対象 19 件のうち、計画効果が認められたものは、3 番、5 番から 19 番の 16 件です。効果が確認できなかったもののうち、2 番については、今後も効果発現の見込みがないため、編入を進めてまいります。また、1 番及び 4 番の来年以降も引き続き検証を続けるものは、今後計画効果の達成に向けて、事業計画者と調整などを行うこととなります。この検証結果につきましては、3 月 8 日の書類説明会において、農業委員の方々に説明をし、3 月 10 日までにご意見をいただき、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了解をいただいております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ハ、定期的な検証に基づいた検証について、客観性の確保のため、農業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議の程をお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27 号計画）定期検証についての農業委員会の意見は、「適正である」と回答することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして議案第 98 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番、2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第98号11ページをご覧ください。

番号1番、2番の2件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして別添資料1-3 議案第99号「豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱の改正について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

これは、選考委員会が選考のために行う調査のうち、公務として勤務する日以外に面接審査を実施したときは、出席委員に日額9,000円の報償金をお支払いするよう、豊橋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱を改正するものです。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。次に報告事項について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1、12 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番から 6 番の 6 件及び 13 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 17 ページ 28 番までの 28 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。次に 18 ページをお願いします。
報告第 3 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。
この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。
番号 1 番、2 番については要件を満たしていることを確認しました。番号 3 番については、事業要件を満たしていませんが、これは農地の権利取得から間もなく売上がないことによるものです。次年度からは農業売上があり、売上の過半を占める見込みであることを確認しました。次に 19 ページをお願いします。
報告第 4 号の番号 1 番から 23 ページ 35 番までの 35 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 24 ページをお願いします。
報告第 5 号の番号 1 番から 5 番の 5 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番、4 番、5 番は宅地課税、2 番、3 番は雑種地課税でした。別添資料 1-4 をお願いします。
農地法施行規則第 17 条の基準により農業委員会が別段面積を

定め公示したときは、別段面積が下限面積となるとされており
ました。豊橋市農業委員会はこの別段面積については定めおりませ
ん。また、「農業委員会の適正な事務実施について」の農林水産
省経営局長通知により農業委員会は毎年別段の面積の設定また
は修正の必要性について審議することとされており、豊橋市では
毎年3月の総会で審議してまいりましたが、この度令和5年度よ
り下限面積要件が廃止されることによりこの審議を行わないこ
ととしました。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる
議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行
運営委員会議を開催いたします。 (午前9時42分中断)

<農地銀行運営委員会議>

総会を再開いたします。 (午前9時43分再開)

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前10時03分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年3月23日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(1番 池田 和浩 委員)

議事録署名者
(23番 村松 桂子 委員)